

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
全般	<p>【概要】 差別等の解消や多様性に関する理解の促進のため、広く県民に対し、広報・啓発を実施する。</p> <p>【時期】 通年</p> <p>【方法】 県公式ウェブサイトやインターネットを用いた広報・啓発</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 差別等の多くが無意識の思い込みや理解不足により行われていることから、どういった行為が差別等に当たるか、県民理解の促進が必要であるため。</p> <p>【対応・工夫等】 ・具体例を示すことで差別等に関する理解の促進を図っている。</p>	あきた未来戦略課
全般	<p>【概要】 してはならない行為の正しい理解の促進を図るため、児童生徒の年齢に合わせた副読本を配布し、授業で活用するなど、多様性に満ちた社会づくりに向けた学校教育を推進する。</p> <p>【時期】 令和7年5月配付</p>	児童生徒	2 学校教育の充実	<p>【事業のねらい・必要性】 無意識の思い込みや理解不足による差別を防止するためには、幼少期からの教育が重要とされているため。</p> <p>【対応・工夫等】 ・児童生徒の発達段階に合わせた内容とし、小学生用、中学生用、高校生用と3種類の副読本を作成し、配布する。</p>	あきた未来戦略課 義務教育課等
全般	<p>【概要】(追加) 学校等における差別等の解消や多様な価値観の尊重に関する啓発活動を効果的に実施するため、講師派遣を行う。</p> <p>【派遣先】 小学校、中学校、高等学校及び大学等</p>	児童生徒 学生 学校関係者	2 学校教育の充実	<p>【事業のねらい・必要性】 学校等における副読本を活用した啓発活動を支援する。</p> <p>【対応・工夫等】 ・児童生徒等のほか、保護者なども対象とし、啓発対象の拡大を図る。</p>	あきた未来戦略課
全般	<p>【概要】 差別による悩みを抱える県民等の相談に応じるため、県の機関に差別等専用の相談窓口を設置する。また、専門的な問題や深刻な問題にも対応できるよう、各種専門機関に繋ぐことのできる体制の整備や弁護士との連携を図る。</p> <p>【設置場所】 あきた未来戦略課</p>	県民一般	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 差別による悩みを抱える県民等の相談に適切に対応する必要があるため。</p> <p>【対応・工夫等】 関係する相談機関との連絡会議を定期的に行い情報共有するとともに、弁護士会の助力を得て、随時弁護士による法律相談を受けられる体制を整備している。</p>	あきた未来戦略課
全般	<p>【概要】 県・市町村の新規採用職員向けに研修を実施する。</p> <p>【受講方法】 オンデマンド配信による視聴</p> <p>【講師】 あきた未来戦略課職員</p> <p>【研修内容】 基本条例の概要及び差別等の具体例、原因、解消のための留意事項等の説明</p>	県・市町村の 新規採用職員	4 行政職員や事業所職員等に対する研修等の実施	<p>【事業のねらい・必要性】 行政職員は、多くの県民に接する機会があり適切な対応が求められることから、差別等に関するより深い理解が必要であるため。</p> <p>【対応・工夫等】 差別等の再現ドラマを含む、20分程度の理解促進動画を研修に活用している。 当該講義については、令和6年度からオンデマンド配信で実施しており、受講者が業務等の都合に合わせて受講しやすいよう研修環境を整備している。</p>	あきた未来戦略課、 人事課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
全般	<p>【概要】 市町村、学校、民間企業等の求めに応じ、出前講座を実施する。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【講師】 あきた未来戦略課職員</p> <p>【研修内容】 多様性に満ちた社会づくりに関する要望に応じた内容</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 幅広い周知に向けて様々な場を設ける必要があることに加え、より深い理解促進に向けては、求めに応じた詳細な説明を行う場が必要だと考えられるため。</p> <p>【対応・工夫等】 ・要望に応じて、説明内容をカスタマイズしている。 ・修了後にアンケートを行い、当該講座や各種広報・啓発の改善等に活用している。</p>	あきた未来戦略課
全般	<p>【概要】 誰もが働きやすい職場づくりを目指したダイバーシティ研修を実施する。</p> <p>【実施方法】 パソコン、スマートフォン、タブレット端末によるe-ラーニング</p> <p>【研修内容】 ダイバーシティ&インクルージョン入門 ジェンダー・性別によらない活躍の場を考える 多様な働き方を考える LGBTから考えるダイバーシティ推進コース</p>	全ての職員	4 行政職員や事業所職員等に対する研修等の実施	<p>【事業のねらい・必要性】 県職員が相互に高めあい、誰もが働きやすい職場づくりを進めるためには、多様な価値観への理解が必要であるため。</p> <p>【対応・工夫等】 研修へ参加しやすいよう、eラーニングにより場所を選ばない研修環境を提供している。</p>	人事課
全般	<p>【概要】 県内をホームとするプロスポーツ・クラブスポーツチームと連携し、それぞれの試合会場にブースを設置する。観客向けに啓発グッズや冊子を配布し、啓発活動を実施する。また、ハーフタイム等を活用して選手の協力を得ながら、観客に対して横断幕を掲げてPRを実施する。</p> <p>【連携先団体名】 秋田ノーザンハピネッツ（バスケットボール） ブラウブリッツ秋田（サッカー） 秋田ノーザンブレッツ（ラグビー）</p> <p>【実施回数】 各1回</p>	各チームの試合観戦者、県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 各チームの選手・関係者らの協力を得ながら、試合観戦者に対して人権啓発活動を行うことで、人権への理解を深める機会とするとともに、試合会場やSNS等での対戦チームの選手・応援者らに対する誹謗中傷等の防止を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 スポーツの持つ健康・健全・チームワーク・フェアプレーなどのイメージを生かした人権啓発活動を行い、各チームの地域密着・地域貢献活動・チームPRの一環として実施している。</p>	スポーツ振興課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
性別	<p>【概要】 県内3か所（大館市、秋田市、横手市）に設置する男女共同参画センターにおいて、男女共同参画社会の形成に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、登録団体等の活動を支援する。</p> <p>【講座内容】 男女共同参画社会づくりに関する講座等 5講座</p> <p>【実施時期】 4月～3月</p> <p>【実施回数】 27回以上（県北、県央、県南の各地区ごとに各講座1回以上）</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 固定的な性別役割分担を解消し、誰もがお互いに支え合い、イキイキと豊かで幸せな生活を送ることができる「男女共同参画社会」の実現を目指す。</p> <p>【対応・工夫等】 講座等の実施にあたっては、地域の課題を踏まえた内容とし、市町村との共催とすることで、多くの地域住民が参加しやすい学びの機会を提供する。</p>	次世代・女性活躍支援課
性別	<p>【概要】 毎年6月を男女共同参画推進月間とし、男女共同参画センターを拠点に県民の男女共同参画に対する関心を高め、理解を深めるために、ハーモニーフェスタ等を開催し啓発活動を実施する。</p> <p>【実施時期】 6月</p> <p>【実施回数】 ハーモニーフェスタ（1回）</p> <p>【実施場所】 大館市</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 性別による固定的役割分担意識の解消や多様な生き方の尊重等について、県民の関心と理解を深める。</p> <p>【対応・工夫等】 ハーモニーフェスタでは、基調講演のほか分科会を行い、様々なテーマを取り扱うこととしているほか、参加対象を一般県民とし、多くの県民が参加できるようにしている。</p>	次世代・女性活躍支援課
性別	<p>【概要】 女性が個性と能力を十分に発揮できる社会づくりを推進するため、経営者等の理解促進や女性従業員のスキルアップ等に向けた研修会等を実施し、女性の活躍推進を強力に推し進める。</p> <p>1. 県内企業の経営者、マネジメント層及び女性社員を対象とした研修会を開催し、それぞれの立場や視点による女性活躍推進への理解促進を図る。</p> <p>【実施時期】 9～12月</p> <p>【実施回数（各実施場所毎）】 経営者・マネジメント層向け 3回、女性従業員向け 3回</p> <p>【実施場所】 大館市、秋田市、横手市</p> <p>2. 「あきたF・F推進員」や「女性人材登録名簿登録者」、「男女共同参画センター」などの既存リソースの連携強化や女性人材の活用促進を図る。</p>	1. 企業経営者等 2. あきたF・F推進員等	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性活躍に対する女性自身の意識改革や企業経営者層の理解促進を図ることにより、女性の活躍や挑戦を応援できる環境づくりを推進する。 2. 男女共同参画社会の地域のニーズが多様化、複雑化していることから、地域リソースとの連携を強化する。 <p>【対応・工夫等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業向けに身近な企業の好事例を分かりやすく発信するとともに、地区ごとのロールモデル企業を育成するために、県内を3地区に分けて研修会を開催している。また、令和7年度からは女性従業員を対象としたコースを新設し、経営者の理解促進と女性自身の意識改革を両輪で進める。 2. 男女共同参画センターや市町村などの関係機関との連絡会議の開催や講演・意見交換等により、相互連携の仕組みを整え、各種事業の効果的な推進に取り組んでいる。 	次世代・女性活躍支援課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
性別	<p>【概要】 女性活躍と両立支援に係る企業対応をワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を引き続き設置し、女性活躍・両立支援推進員による企業訪問を通じて、若年女性に魅力ある職場環境づくりを推進するよう普及啓発等を実施するほか、アドバイザーの派遣による一般事業主行動計画の策定支援を通じて、女性管理職の登用や柔軟な働き方の導入などの取組を推進する。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施機関】 あきた女性活躍・両立支援センター</p>	県民一般、企業経営者等	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 人口の社会減が特に大きい若年女性の県内定着に向け、若年女性が秋田で暮らし続けられる魅力ある職場づくりを推進する。</p> <p>【対応・工夫等】 これまでの企業支援等の実績を踏まえ、女性活躍や両立支援に前向きな意向を示した企業への重点的な働きかけを行っているほか、各企業の行動計画に基づく目標を実現させるための取組を促進し、取組の高度化を推進している。</p>	次世代・女性活躍支援課
性別	<p>【概要】 本県の魅力、働くこと、家庭を築くこと、男女共同参画の重要性等を総合的に学び、自らのライフプランを考えることにより、結婚・出産・子育てに前向きな気持ちと本県への愛着を育むため、小学生、中学生、高校生の各段階に応じた副読本を配布している。</p> <p>【配付時期】 例年2月</p> <p>【配布先】 県内各学校</p> <p>【配布部数】 25,500部（小8,000部、中8,500部、高9,000部）</p>	児童生徒	2 学校教育の充実	<p>【事業のねらい・必要性】 副読本の内容を総合的に学び、自らのライフプランを考えることにより、結婚・出産・子育てに前向きな気持ちと本県への愛着を育み、若年層の定着・帰郷意識の醸成を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 児童・生徒一人ひとりに配布することにより、いつでも手に取って学びやすくするとともに、小中学生については、親と一緒にライフプランや男女共同参画について学び考える機会を提供し、親子双方の啓発を図っていく。</p> <p>また、副読本に掲載しきれなかった情報やワークシートのデータをQRコードで掲載することにより、児童生徒に配布されている1人1台端末で読み取り、学びを深められるようにしている。</p>	次世代・女性活躍支援課
障害者	<p>【概要】 行政職員の障害に対する理解促進・合理的配慮等の実践や、相談対応における専門知識やノウハウの習得のため、行政職員等に対する研修会を実施する。</p> <p>【種類】 行政職員研修 相談対応職員研修</p>	県・市町村職員、民間団体、相談支援事業所職員等	4 行政職員や事業所職員等に対する研修等の実施	<p>【事業のねらい・必要性】 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する専門性の高い相談に対応できる職員の育成及び資質向上を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 ・相談支援スキル向上を目的とした経験豊富な職員による講話を行っている。 ・困難事例について、ロールプレイによる演習を行っている。</p>	障害福祉課
障害者	<p>【概要】 障害を理由とする差別に関する相談に対応するため、常設の相談窓口を運営する。</p> <p>【設置場所】 障害者110番、8地域振興局、子ども・女性・障害者相談センター、障害福祉課、25市町村、5障害者団体</p>	障害者等	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 相談窓口間の連携・協力により、効率的・効果的に対応を行う。</p> <p>【対応・工夫等】 振興局、市区町村等への支援や連携を行うこととしている。</p>	障害福祉課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
障害者	<p>【概要】 職場における合理的配慮の提供や障害者の就労機会の確保への理解を深めるため、事業者向け研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害及び障害者の理解に関する講演 ・障害者雇用事業所からの事例紹介、事業所間の情報交換等 	事業者	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 事業者向けに障害者の就労機会の確保と職場定着の推進を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 職場における合理的配慮の取組事例を通じて理解促進を図っている。</p>	障害福祉課
障害者	<p>【概要】 小中学生の障害者に対する理解促進のため、ハンドブックの作成・配布や出前講座等を実施する。</p> <p>【配布枚数】 各約1万部</p> <p>【出前講座等】 講師（障害当事者）派遣、障害疑似体験の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドブック…小・中学校の児童生徒 ・出前講座…小・中学校の児童生徒 	2 学校教育の充実	<p>【事業のねらい・必要性】 ・小中学生と障害者との交流促進を図る。 ・障害及び障害者への理解を促進する。</p> <p>【対応・工夫等】 ・ハンドブックは小学校4年生、中学校3年生向けに配布している。 ・出前講座は点字、視覚、盲導犬、車椅子、知的・発達障害の疑似体験の5種類のメニューにより選択できることとしている。</p>	障害福祉課
障害者	<p>【概要】 障害を理由とする差別をなくすよう心がけ、できる範囲で配慮や手助けを行うことができる方（障害者サポーター）を養成する講座を実施する。</p> <p>【実施主体】 市町村（※県は障害者サポーター養成講座講師育成研修を実施）</p>	県民一般	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 障害のある人への配慮や手助けを行うことのできる方を養成し、障害者差別解消の理解促進を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 各市町村や団体において、地域の実情に合わせて実施している。</p>	障害福祉課
障害者	<p>【概要】 外見からは、援助や配慮を必要としていることが分からない方が身につけるヘルプマーク・ヘルプカードを配布・周知し、県民の障害者に対する理解促進や合理的配慮の提供を促す環境の整備を行う。</p> <p>【配布時期】 通年</p> <p>【配布窓口】 市町村・県機関窓口</p> <p>【令和6年度配布実績】 ヘルプマーク1,377個、ヘルプカード838枚</p> <p>【普及啓発】 ポスター、チラシ、CM等</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 ・周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得られやすくなる。 ・社会的障壁の除去等、障害のある人への権利利益を侵害することのない社会づくりを推進する。</p> <p>【対応・工夫等】 リーフレットの配布やポスターの掲示、広報誌、テレビCMなど普及啓発活動を行っている。</p>	障害福祉課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
障害者	<p>【概要】 障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の実効性を担保するため、秋田県障害者差別解消調整委員会を設置し、審議及び差別行為等を行った者に対するあっせんを行う。</p> <p>【委員】 15人（学識経験者、法曹、障害者団体、商工団体、行政等）</p> <p>【開催】 あっせん申立により随時開催</p>	障害者等	6 その他 の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 障害を理由とする差別に係る当事者間の調整によっても解決できない場合、審議及び差別行為等を行った者に対するあっせんを行い、解決を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 あっせんの申立により開催する。</p>	障害福祉課
障害者	<p>【概要】 共同受注窓口を運営し、障害者就労施設への発注に関する各種相談対応を行う。</p> <p>【設置状況】 県北、県央、県南各1箇所（計3箇所）</p>	障害者	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 働きがい・やりがい・生きがいをもって生活してもらうため、就労継続支援事業所の利用者に対して支払われる工賃の向上を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 企業・官公署と就労継続支援事業所との間で、商品・サービスの受発注について仲介・情報交換を行っている。</p>	障害福祉課
障害者	<p>【概要】 県内1地区をモデル地区に指定し、小学校と特別支援学校の交流及び共同学習に関連付けた障害理解授業やPTA研修会等の取組を推進する。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【モデル地区】 R7（鹿角市）</p>	小学校の児童・保護者	2 学校教育の充実	<p>【事業のねらい・必要性】 小学校と特別支援学校の交流及び共同学習に関連付けた障害理解授業やPTA研修会等の実施により、小学生やその保護者、地域住民の障害理解を推進する。</p> <p>【対応・工夫等】 モデル地区小学校と特別支援学校、教育委員会の担当者が集まり、連絡会議を実施し、具体的な取組や取組を周知するための情報交換を行っている。</p>	特別支援教育課
障害者	<p>【概要】 学校（園）の保護者や教職員、地域住民、関係者等を対象とした、障害理解研修会等の実施により、広く特別支援教育の理解啓発を図る。</p> <p>【実施時期】 県北：7月29日、県央：10月30日、県南：7月28日</p> <p>【方法】 オンライン等</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 特別な支援を必要とする子どもに対して、就学前から卒業後に至るまでの切れ目ない支援体制を促進するため、幼稚園・保育所・認定こども園等、小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校の保護者や教職員、地域住民、関係者等を対象とした、障害理解研修会等の実施により、広く特別支援教育の理解啓発を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 保護者の参加を促すため、各管内、学校の実情等を踏まえて、テーマ設定を工夫する（例：発達、子育て、社会参加、共生社会等）。</p>	特別支援教育課
がん患者	<p>【概要】 がん患者の両立支援に向けた相談窓口となるがん相談支援センターの運営に要する経費への補助を実施する。</p> <p>【対象経費】 相談員人件費、がんに関する普及啓発・情報提供等に要する経費</p>	がん診療連携拠点病院等（11病院）	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 がん患者が、本人の意思や病状に関わらず退職を求められることのないよう、事前に治療と仕事の両立について相談できる窓口が必要である。</p> <p>【対応・工夫等】 がん相談支援センターを運営するための人件費等を補助している。</p>	健康づくり推進課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
がん患者	<p>【概要】 がん患者の社会参画を促すため、医療用補正具の購入費に対する補助を実施する。</p> <p>【対象経費】 医療用ウィッグ又は乳房補正具の購入費</p>	市町村	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 治療に伴う見た目の変化による社会からの孤立を防ぐ必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 各市町村が実施している、医療用補正具の購入費への助成事業に対する補助を行っている。</p>	健康づくり推進課
がん患者	<p>【概要】 がんに対する事業者等の理解を深めるため、がん対策推進に取り組む企業との連携を図る。</p> <p>【協定締結企業数】 32企業（令和7年5月1日現在）</p>	事業者等	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 従業員ががんに罹患した場合に適切な仕事上の配慮を行えるように、事業者のがんに対する正しい理解を深める必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 がんに関するセミナーの開催等を通じてがんに対する理解を促進している。</p>	健康づくり推進課
がん患者	<p>【概要】 がんサロンの開催等ピア・サポート活動に必要な経費に対し助成(※1)するとともに、がん患者団体等が参加する交流会や研修会を開催(※2)する。</p> <p>(※1) 補助先：がん患者団体 (※2) 委託先：秋田県がん患者団体連絡協議会 きぼうの虹</p>	がん患者団体	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 がん患者のピア・サポート活動を支援することで、がんになっても自分らしく生活できる社会を目指す。</p> <p>【対応・工夫等】 がん患者団体等が参加する交流会において、グループワーク等の時間を設け、患者同士で治療や療養に関する情報交換を行っている。</p>	健康づくり推進課
がん患者	<p>【概要】 各学校におけるがん教室の開催や、教職員向けの指導者研修会の実施、がん教育推進協議会の開催を行う。</p> <p>【時期】 がん教室…各校の事情に合わせて実施時期を決定 年間15校 研修会…「がん教育指導者研修会」～11月6日実施 推進協議会… 7/30、1月実施</p>	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校高等部の生徒、教職員	2 学校教育の充実	<p>【事業のねらい・必要性】 各校においてがん教室を実施し、がんに関する正しい知識の習得とがんに向き合う人々に対する共感的な理解をすることで、児童生徒が自他の健康と命の大切さについて深く認識できるようにする必要がある。また、教職員対象の研修会を実施し、学齢に応じた指導内容を習得させ、がんに対する深い理解につなげる必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 ・がん教室の講師となる医師やがん経験者への研修会を行うことにより、講師の資質向上を図る。 ・がん教育アドバイザーを委嘱し、がん教育推進事業全般に指導助言をしていただく。 ・がん教育推進協議会において、本事業の成果と課題を協議する。</p>	保健体育課
性的指向・性自認等	<p>【概要】 中央男女共同参画センターに設置する男女共同参画相談室（ハーモニー相談室）において、性的指向・性自認等に関する相談業務を実施する。</p> <p>【実施時期】 通年</p>	性的少数者等	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 悩みを抱える性的少数者等の相談に適切に対応する。</p> <p>【対応・工夫等】 電話や面談による相談のほかメールによる相談を実施し、いつでも相談を受け付けられる体制としている。</p>	次世代・女性活躍支援課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
性的指向・ 性自認等	<p>【概要】 性的指向が必ずしも異性愛のみではない方又は性自認が出生時に決定された性別と異なる方が互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓した場合に、県として公に証明するパートナーシップ宣誓証明制度を運用する。</p> <p>【実施時期】 通年</p>	性的少数者	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 公的認証により当事者の社会生活における生きづらさ（パートナー関係の説明・証明の煩わしさ、困難さ等）を少しでも解消する。</p> <p>【対応・工夫等】 市町村や事業者の理解・協力を得て、全県域で公営住宅や協賛店舗でのサービスを受けることができるようにしている。</p>	次世代・女性活躍支援課
性的指向・ 性自認等	<p>【概要】 性的少数者に関する理解を促進するため、リーフレットを増刷・配付するとともに、セミナーを実施する。 (リーフレット) 時期：1月 配布先：高校、県主催事業の参加者等 (セミナー) 時期：10月4日（予定） 主会場：県総合生活文化会館（秋田市） サテライト会場：北部男女共同参画センター（大館市） 南部男女共同参画センター（横手市）</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 LGBTQなど、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者に対する県民の理解を促進する。</p> <p>【対応・工夫等】 リーフレットは、県教育委員会等の協力を得ながら、県内高校1年生全員に配布する。セミナーの開催は、より多くの県民等の参加を促すため、会場開催のほかオンライン配信も行う。</p>	次世代・女性活躍支援課
性的指向・ 性自認等	<p>【概要】 各学校において性教育講座を開催するほか、教職員向けの指導者研修会を実施する。</p> <p>【時期】 性教育講座…各校の事情に合わせて実施時期を決定 年間68校</p> <p>研修会…「『性に関する指導』指導者研修会」 ・7月10日実施 97名参加 ・「学校におけるLGBT対応～医療の限界と学校の可能性～」と題して講義を実施</p>	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校高等部の生徒、教職員	2 学校教育の充実	<p>【事業のねらい・必要性】 性に関する正しい知識が得られるよう性教育講座を実施し、正しい判断力を身につけ、的確な自己決定ができる児童生徒を育成する必要がある。また、「性に関する指導」について認識を深め、学校の教員の資質向上を図り、児童生徒の実態に応じた性に関する指導の充実につなげる必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 ・前年度の研修のアンケートや性教育講座の実施状況を参考に、学校現場のニーズを捉え、研修会の内容を決定する。 ・年に1回行われる「性に関する指導推進のための委員会」で、医師や学校関係者、PTA、関係部局から性に関する指導事業について話し合い、次年度の活動内容にフィードバックしている。</p>	保健体育課
外国人	<p>【概要】 本県における国際化の推進と多文化共生社会の構築を促進するため、国際理解講座を開催し、県が県民による自発的な国際交流活動を支援し、国際理解のための学びの機会を提供する。</p> <p>【場所】 教育機関、国際交流団体等各種団体</p> <p>【講師】 県職員（国際交流員等）</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 外国人講師による文化紹介等の出前講座を開催することで、文化や生活習慣の違いによる差別の防止につながる。</p> <p>【対応・工夫等】 ・当課所属の国際交流員（米・韓・中）が外国人の立場から説明することで、より説得力を持たせた内容としている。 ・要望に応じて、説明内容をカスタマイズしているほか、修了後のアンケートを実施し、講座の改善に活用している。</p>	国際課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
外国人	<p>【概要】 地域日本語教室の指導者となり得る人材を確保するため、求められる知識や技能の習得及び向上を図るための養成講座を開催する。</p> <p>【場所】 県内集合研修</p> <p>【内容】 日本語学習支援者として不可欠な知識・技能を学ぶ基礎講座や日本語教育に関する体系的な知識・技能等学ぶ専門講座を開催する。</p>	地域日本語教室の指導者、日本語教育に関心のある者	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 外国人にとって身近な支援者である日本語学習支援者が更なるスキルアップを図るための実践的な講座を開催することにより、県内各地域で在住外国人等を支えることのできる多文化共生を推進する人材を育成する。</p> <p>【対応・工夫等】 日本語学習支援者としての基礎知識等を学ぶ「初心者向け」と、日本語教育に関する体系的な知識・技能および初任支援者等への助言やフォローを行う能力を養う「アドバンス向け」の講座を開催し、参加者が自身の経験値に合わせて選択できるようにしている。</p>	国際課
外国人	<p>【概要】 県内の在留外国人が「地域の一員」として円滑に日常生活を営むために不可欠な日本語を適切に学ぶため、「秋田県日本語教育環境整備推進のための年次計画」に基づき、市町村や県内の外国人材受入企業等を対象にした巡回・調査やオンライン教室の開設・オンライン教材の開発に向けた検討、「あきた多文化共生フォーラム（仮称）」の開催等により、日本語を学ぶ環境を整備するとともに、県民の多文化共生への理解の醸成に取り組む。</p> <p>【実施時期】 通年</p>	市町村、地域日本語教室関係者、日本語教育に関心のある者、外国人、県民一般、等	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 コミュニケーションツールである日本語を学ぶ環境整備を進めることで、外国人住民と地域住民がお互いを理解し、共に生き生きと暮らす多文化共生の地域づくりに取り組む。</p> <p>【対応・工夫等】 外国人住民への日本語学習機会の提供だけでなく、日本語教育の水準の維持・向上を目的とした日本語学習支援者の育成や県民の日本語教育、多文化共生に関する理解と関心の醸成を図るなど、多方面からのアプローチによる取組を実施している。</p>	国際課
外国人	<p>【概要】 秋田県外国人相談センターを設置・運営し、県内に住む外国人の暮らしやすい環境づくりに向けた各種相談を実施する。</p> <p>【設置先】 公益財団法人秋田県国際交流協会（業務委託）</p> <p>【受付方法】 相談専用電話、メール、窓口対応、オンラインAI音声翻訳システム</p> <p>【対応言語】 日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語（事前予約制） （その他の言語や時間外の外国語相談も適宜対応）</p>	外国人	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 日本人とは異なる生活習慣・文化的背景を持つ外国人住民が、本県で支障なく生活できるよう、相談対応できる体制を整備している。</p> <p>【対応・工夫等】 ・よくある外国人住民からの質問については、公益財団法人国際交流協会のウェブサイトや冊子で確認できるようにしている。 ・より高度な相談については、弁護士会や行政書士会等と連携し、相談料無料の 専門相談会を開催している。</p>	国際課
外国人	<p>【概要】 地域外国人相談員を配置し、県内に住む外国人の暮らしやすい環境づくりに向けた各種相談を実施する。</p> <p>【対象】 在住外国人の支援等に実績のある方を委嘱</p> <p>【配置人数】 9名（各地域振興局ごとに1名。ただし、秋田地域は2名） （秋田県外国人相談センターとの相互連携）</p>	外国人	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 本県は県土が広く、それぞれの地域に外国人が分散して住んでいるという特徴があることから、身近な地域の相談先として実施している。</p> <p>【対応・工夫等】 相談員の多くが地域の日本語教室で外国人に対する日本語教育や生活支援の実績がある者であり、長年培ってきたノウハウや外国人同士のコミュニティ、支援者のネットワークを活かした相談対応をしている。</p>	国際課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の種類	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
外国人	<p>【概要】 外国人の方が、日本語ができなくても、災害に備え、命を守る行動をとることができるよう災害情報等の情報発信を行う。</p>	外国人	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 母国では経験したことがない自然災害が起こった際などに、外国人住民が取り残されることがないように、やさしい日本語や多言語での情報発信を実施している。</p> <p>【対応・工夫等】 公益財団法人秋田県国際交流協会と連携し、同協会が持つSNS（Facebook）を活用し、市町村が発表する避難指示などの緊急情報を随時発信している。</p>	国際課
外国人	<p>【概要】 小学生を対象に学校訪問を行い、秋田ノーザンブレッツの外国人選手の日本国内での生活の実態や母国の文化についての事例を紹介し、外国人を取り巻く人権問題について理解を深める。また、人権擁護委員と連携して、人権意識の啓発・向上を図る。</p> <p>【連携先団体名】 秋田ノーザンブレッツ（ラグビー）</p> <p>【実施回数】 2回</p>	小学生	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 外国人選手が出前講座を開催することで、外国文化に触れる機会の少ない小学生らが文化や生活習慣の違いによる差別を行うことのない社会を目指す。</p> <p>【対応・工夫等】 スポーツの持つ健康・健全・チームワーク・フェアプレーなどのイメージを生かした人権啓発活動を行い、各チームの地域密着・地域貢献活動・チームPRの一環として実施している。</p>	スポーツ振興課
外国人	<p>【概要】（追加） 外国人材の受入に向けたサポート体制を強化するため、企業からの相談対応等をワンストップで行うサポートセンターを設置するとともに、市町村や関係団体との連携による受入環境づくりを促進する。</p> <p>【設置先】 秋田県教育会館2階</p> <p>【受付方法】 対面、電話、電子メール、オンライン</p>	外国人	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 外国人材の採用・定着が加速することにより、多様な人材が活躍できる社会を目指す。</p> <p>【対応・工夫等】 外国人材受入制度に精通した専門相談員を1名配置し、企業からの相談にきめ細やかに対応するほか、伴走支援を実施している。 また、特設ホームページを開設しており、センターの紹介のほか、制度の周知、取組事例の紹介、セミナー等の情報発信等を行い、タイムリーに周知を図っている。</p>	雇用労働政策課
高齢者	<p>【概要】 差別による悩みや心配ごとなどを抱える高齢者とその家族等に対して、秋田県高齢者総合相談・生活支援センターにおいて、電話や来所、手紙、メールなどにより総合的な相談に対応する。</p> <p>【相談窓口設置場所】 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会</p> <p>【相談員配置人数】 常勤相談員 1名（看護師） 専門相談員 2名（弁護士、学識経験者）</p>	高齢者、その家族等	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 高齢者及びその家族等の抱える各種の心配ごと、悩みごとを解決するために必要、適切と考えられる各種情報の収集、整理を行い、相談に応じることで、高齢者及びその家族等の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【対応・工夫等】 各種相談員を配置し、専門的な相談にも対応しているほか、市町村や地域包括支援センター等関係機関と連携し、情報共有を図っている。</p>	長寿社会課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
高齢者	<p>【概要】 高齢者の権利や利益を守り、高齢者に対する虐待を防止するため、高齢者虐待防止セミナーを実施する。</p> <p>【実施時期】 例年9月～11月</p> <p>【実施機関】 一般社団法人秋田県社会福祉士会</p> <p>【実施回数】 年1回</p>	市町村職員、地域包括支援センター職員、老人福祉法及び介護保険法に定める事業所等の職員	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 高齢者虐待が疑われる相談・通報件数は増加傾向にある。高齢者虐待相談を受け付ける市町村職員、地域包括支援センター職員、施設職員等が相談・通報に対して関係法令や機関の役割を理解した上で適切な対応をとることができるよう研修を実施する。</p> <p>【対応・工夫等】 関係機関の役割や個人情報の考え方など、現場で判断に迷う事例を取り上げて弁護士が解説する。</p>	長寿社会課
高齢者	<p>【概要】 認知症などにより判断能力が十分でない高齢者や、ひとり暮らしの高齢者等が、地域で安心して生活を送ることができるよう、同じ地域に暮らし本人の意思に寄り添って財産管理や介護サービスの利用等に対する支援を行う市民後見人の活動を推進するため、市民後見人の養成を行う市町村に対して助成を行う。</p> <p>【実施市町村】 湯沢市</p> <p>【実施内容】 市民後見人養成研修実践研修</p>	市町村	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 市町村において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する。</p> <p>【対応・工夫等】 事業に取り組む市町村を拡大するため、関係各課と連携・情報共有をしている。</p>	長寿社会課
高齢者、障害者等	<p>【概要】 車いす使用者等用駐車区画への理解と広報・啓発活動を行う。</p> <p>【実施時期】 通年</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 車いす駐車場の整備が進んでいる一方で駐車マナー等の徹底が図られていないため、利用適正化のための啓発を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 ポスター掲示や新聞広告等で広く周知に勤めている。</p>	障害福祉課
高齢者、障害者等	<p>【概要】 バリアフリー意識の醸成を図るため、表彰制度や広報紙等を活用した広報・啓発を行う。</p> <p>【実施時期】 通年</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 バリアフリー社会づくりに積極的に取り組んでいる方を表彰し、広く県民に知っていただき、バリアフリーをより一層推進する。</p> <p>【対応・工夫等】 表彰事例集を作成し広く理解していただくよう工夫している。</p>	障害福祉課
犯罪被害者等	<p>【概要】 犯罪被害者等の精神的・時間的負担を軽減するため、相談や支援の手続きなどにワンストップで対応できる「総合的対応窓口」を設置するとともに、担当者の能力向上を図る。</p> <p>【設置場所】 県（県民生活課、各地域振興局）及び県内全市町村</p>	犯罪被害者等	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 各種相談の受理や県、市町村、関係機関が行う支援及び手続きについて情報提供するとともに、関係機関等との連絡、調整を行うことで、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるようにする。</p> <p>【対応・工夫等】 窓口担当者向けに、犯罪被害者等からの相談を受ける際の心構えや支援に携わる関係機関の連絡先等をまとめたハンドブックを作成し、配付した。</p>	県民生活課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
犯罪被害者等	<p>【概要】(追加) 犯罪被害者等のニーズを一元的に把握する「コーディネーター」を配置し、ニーズに対応する制度・サービスを提供する団体と情報共有を図るとともに、必要に応じて支援のパッケージ化を検討・協議する「支援調整会議」を行うなど、適時適切な支援を提供する「多機関ワンストップサービス」を構築する。(令和8年度から本格運用予定)</p>	犯罪被害者等	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 関係機関・団体がそれぞれ有する犯罪被害者等に必要な情報や支援について、いずれかの機関・団体に相談をすれば、その後は必要な支援が関係機関から途切れなく提供されることや犯罪被害者等が支援を受ける際に繰り返して被害状況等の説明をしなくても良い体制づくりが必要である。</p>	県民生活課
犯罪被害者等	<p>【概要】 犯罪被害者等への支援担当者の能力向上や関係機関の連携強化を図るため、研修会を実施する。</p> <p>【時期】 7月29日(火)</p> <p>【場所】 秋田県市町村会館</p>	総合的対応窓口担当者、警察署の担当者等	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 犯罪被害者等の立場に立って適切、きめ細かな支援が途切れることなく提供されるよう支援担当者の資質向上を図る必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 長年、犯罪被害者等の相談支援に携わる講師による講演や関係機関の連携強化のためグループワークを実施している。</p>	県民生活課
犯罪被害者等	<p>【概要】 「犯罪被害を考える日」の周知と犯罪被害者等への理解の浸透を図るため、生命のメッセージ展や啓発グッズチラシの配布などの啓発キャンペーンを実施する。</p> <p>【時期】 6月5日、6月11日、6月30日</p> <p>【場所】 タカヤナギイーストモール(大仙市) いとく鷹巣ショッピングセンター(北秋田市) 秋田駅東西連絡自由通路「ぼぼろ一ど」</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 犯罪被害者等が不当な差別的扱いを受けることがないように、県民に犯罪被害者等に対する理解と支援の必要性の浸透を図る必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 幅広い周知に向け、多くの人が集まるショッピングモール等で実施している。</p>	県民生活課
犯罪被害者等	<p>【概要】 犯罪被害者等への理解と適切な支援がなされ、犯罪被害者等の尊厳が守られる社会形成の促進を図るため、犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に合わせ、県民を対象とした「県民のつどい」を実施する。</p> <p>【時期】 11月15日(予定)</p> <p>【場所】 あきた芸術劇場ミルハス</p>	県民一般	1 広報・啓発の推進	<p>【事業のねらい・必要性】 多くの県民は、犯罪に巻き込まれることや、身近で犯罪被害者等に接する機会が少ないことから、犯罪被害者等の置かれた立場について、県民の理解を深める必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 ・全国で講演を行っている被害者遺族に講演を依頼している。 ・多くの県民が集まりやすい場所で開催することとしている。</p>	県民生活課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
犯罪被害者等	<p>【概要】 性暴力被害者の心身の負担軽減と健康回復を図るため、被害直後の相談から総合的な支援を可能な限りワンストップで提供する「あきた性暴力被害者サポートセンター」を運営する。</p>	性暴力被害者	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 性暴力被害者に、被害直後から相談・カウンセリング等の心理的支援及び法的支援等の総合的な支援を可能な限り1箇所を提供することで、被害者の心身負担を軽減し、その健康の回復や被害の潜在化防止を図る必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 ・電話相談、面接相談、メール相談など相談しやすい環境整備をしている。 ・国のコールセンターを活用し、24時間365日の相談対応を可能としている。 ・付添支援や産婦人科医療機関の紹介、検査費用等の助成、臨床心理士によるカウンセリングの提供、弁護士の紹介等を実施している。</p>	県民生活課
犯罪をした人等	<p>【概要】 秋田県再犯防止推進協議会を開催し、秋田県再犯防止推進計画の策定及び進行管理、庁内関係各課及び関係機関が関連する取組の情報共有、委員の意見聴取等により、再犯防止を推進するための連携体制を強化する。</p> <p>【実施時期】 令和7年10月及び令和8年2月頃実施</p>	県民一般	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 秋田県の再犯防止を推進するためには関係機関の連携体制を強化する必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 犯罪を犯した者が検挙されてから社会に戻り、その後の生活を送っていく中で関わるであろう多方面の団体から構成されており、各々の多角的な視点からの検討・意見交換を行っている。</p>	地域・家庭福祉課
犯罪をした人等	<p>【概要】 再犯防止相談支援窓口を設置し、犯罪歴のある本人や家族等からの相談に対応するほか、必要に応じて福祉サービス等の専門機関に繋ぐ。</p> <p>【実施時期】 月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）の午前9時～午後5時に電話又はメールにて対応</p>	犯罪歴のある者またはその家族等	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 地域生活定着支援センター等の既存の再犯防止機関では障害者・高齢者を対象にしたサポートが重視されていることから、法務省等の支援の期間を終えた健常者が長期的な支援の対象から漏れないようにする必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 匿名、無料で相談に応じている。</p>	地域・家庭福祉課
犯罪をした人等	<p>【概要】 基礎自治体（市町村）支援会議及び研修を開催する。会議においては市町村ごとの再犯防止推進計画の策定を促進し、研修においては市町村の再犯防止担当者個々の意識の向上を図る。</p> <p>【実施時期】 令和7年11月頃実施</p>	市町村の再犯防止担当者	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 秋田県の再犯防止を推進するためには、各市町村が自治体としての役割を理解し、担当者個々の意識を向上する必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 ・意識づけのため、再犯防止推進が進んでいない自治体に敢えて発言を求める会議を検討している。 ・実際に刑務所で直接的に犯罪者を支援している大学教授を講師に招き、グループワーク形式で意見を出し合う研修を検討している。</p>	地域・家庭福祉課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
ハラスメント	【概要】 解雇、賃金、ハラスメントなど各種労働問題について、相談窓口等の情報提供を行う。	労働者等	3 相談体制の整備	【事業のねらい・必要性】 早期の相談や解決につなげる必要がある。 【対応・工夫等】 相談の内容に応じて、秋田労働局など、より詳しい専門機関を紹介している。	雇用労働政策課
ハラスメント	【概要】 厚生労働省が作成した企業向け対応マニュアル等に関し、県のウェブサイト等による情報発信を実施する。	県民一般	1 広報・啓発の推進	【事業のねらい・必要性】 令和4年4月1日から、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されたことを踏まえ、県内企業に対して周知や啓発を一層図っていく必要がある。 【対応・工夫等】 県のウェブサイトに職場のハラスメント対策のページを設け、県内企業へ情報発信している。	雇用労働政策課
ハラスメント	【概要】 カスタマーハラスメント防止のため、学校や地域などの様々な場や各種媒体を活用して行っている消費者教育の中で、「消費者が事業者意見に伝える際のポイント」等について啓発を実施する。 【実施時期】 通年 【実施方法】 消費生活出前講座やインターネット広告掲出による周知啓発	県民一般	1 広報・啓発の推進	【事業のねらい・必要性】 県民の消費生活の安定と向上の実現を目指し、自立した消費者を育成するため、カスハラ防止やその他の消費生活に関する情報を提供することにより、消費者教育の推進を図る。 【対応・工夫等】 インターネット広告を活用することにより、より幅広い層に対し周知啓発を実施する。	県民生活課
ハラスメント	【概要】 職場等におけるハラスメントの相談窓口を周知するためリーフレット（厚生労働省作成）を配布する。ハラスメント悩み相談室（厚生労働省委託事業）の普及啓発に係るリーフレットを配布する。 【配布時期】 11月 【配布先】 各地域振興局	県内企業	1 広報・啓発の推進	【事業のねらい・必要性】 職場等でのハラスメントにより悩みを抱える県民等を対象とした相談窓口の周知を図る必要がある。 【対応・工夫等】 地域振興局と連携し、ハラスメント相談窓口について情報発信している。	雇用労働政策課
ハラスメント	【概要】 中央男女共同参画センターに設置する男女共同参画相談室（ハーモニー相談室）において、セクシャルハラスメントなど性別による人権侵害に関する相談業務を実施する。	県民一般	3 相談体制の整備	【事業のねらい・必要性】 性別による人権侵害に関する悩みを抱える県民の相談に適切に対応する。 【対応・工夫等】 電話や面談による相談のほかメールによる相談を実施し、いつでも相談を受け付けられる体制としている。	次世代・女性活躍支援課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
いじめ	<p>【概要】 県内の中学生を対象に、物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力を身につけることを狙いとして「わたしの主張2025」を実施している。応募作文の中から事前の原稿審査で選ばれた計6名の中学生が、日頃感じていることや社会に対する意見等を発表する。</p> <p>【実施時期】 9月23日(火・祝)</p>	中学校の生徒	2 学校教育の充実	<p>【事業のねらい・必要性】 自らの主張を正しく表現する力や、他の生徒の意見を聞くことにより多角的な視点で物事を考える力を育むことで相互理解の促進につなげる。</p> <p>【対応・工夫等】 県大会発表者6名の発表内容を掲載した記録集を県内各中学校や図書館等に配付し、広く周知する。</p>	次世代・女性活躍支援課
いじめ	<p>【概要】 県内12市町13か所に設置された「若者の居場所」において、人間関係になじめないなどの理由で無業である若者に対し、家庭や学校とは異なる居場所を提供することで、これらの若者が社会的自立できるよう支援する。</p> <p>【実施時期】 通年</p>	若者	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 ニート等社会的自立に困難を有する若者が社会へ踏み出せるよう、就業意欲の醸成等の支援を行う必要がある。</p> <p>【対応・工夫等】 「若者の居場所」の利用者に対し、クリーンアップや除雪等のボランティア活動への参加を促すほか、「若者の居場所」の運営団体等への助言・指導等のサポートを行っている。</p>	次世代・女性活躍支援課
いじめ	<p>【概要】 不登校やいじめをはじめとする児童生徒の問題行動等に対応するため、全ての中学校にスクールカウンセラーを配置する。</p> <p>配置人数：44名 配置校：100校全ての中学校</p>	中学校の生徒	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 中学校における教育相談体制の充実を図り、いじめや不登校等の問題行動を解消するために必要である。</p> <p>【対応・工夫等】 カウンセリングのみならず、問題行動の未然防止にむけたカウンセラーの活用を促している。</p>	義務教育課
いじめ	<p>【概要】 小学校等からの要請や突発的な事故発生時の緊急支援に対応するため、広域カウンセラーを配置する。</p> <p>【配置人数】 52名</p>	小・中学校の児童生徒	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 小学校や義務教育学校のカウンセリング等に応じるとともに、緊急支援を行うために必要である。</p> <p>【対応・工夫等】 小中で連携した対応ができるように、校区内にある小学校には同一の中学校カウンセラーを派遣している。</p>	義務教育課
いじめ	<p>【概要】 児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて専門的な支援を行うため、スクールソーシャルワーカーを配置する。</p> <p>【配置人数】16名（社会福祉士等の有資格者と教職経験者のペア） 【配置先】県内8か所（北・中央・南教育事務所、北教育事務所山本出張所、中央教育事務所由利出張所、南教育事務所仙北出張所、総合教育センター、秋田明德館高校）</p>	小・中学校の児童生徒	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 関係機関とのネットワークを活用し、児童生徒がおかれた様々な環境に働き掛けて、問題行動等の改善を図るために必要である。</p> <p>【対応・工夫等】 福祉の専門家である有資格者と学校現場を熟知している教職経験者をペアで配置している。</p>	義務教育課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の類型	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
いじめ	<p>【概要】 児童生徒、保護者等の不安や悩みの解消を図るため、県内4か所にフリーダイヤルの相談電話「すこやか電話」を設置する。</p> <p>【配置先】 県内4か所（北・中央・南教育事務所、総合教育センター）</p>	小・中学校の児童生徒、保護者等	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 児童生徒や保護者等の相談に応じ、不安や悩み等の解消を図るために必要である。</p> <p>【対応・工夫等】 フリーダイヤルによる相談電話を設置している。</p>	義務教育課
いじめ	<p>【概要】 中学生の不安や悩みの解消を図るため、夏休み明けの一定期間にSNSを活用した「中学生LINE相談」を実施する。</p> <p>【実施回数】 夏休み終了時期から計8回実施</p>	中学校の生徒	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 保護者や教員に相談できず、不安や悩み等を抱えている児童生徒の相談に応じ、解消を図るために必要である。</p> <p>【対応・工夫等】 自殺者が増加する夏季休業終了時期に集中して、LINEによる相談を行っている。</p>	義務教育課
いじめ	<p>【概要】 いじめや不登校をはじめとする生徒の問題行動等に対応するため、全ての県立高等学校にスクールカウンセラーを配置する。</p> <p>【配置先】 県立高等学校48校</p> <p>【配置人数】 26名</p>	県立中学校の生徒 県立高校の生徒	3 相談体制の整備	<p>【事業のねらい・必要性】 生徒の心のケアを図り、問題行動の未然防止や早期発見、早期解決に努める。</p> <p>【対応・工夫等】 生徒へのカウンセリングの他、教職員及び保護者へのカウンセリングに関する指導・助言を行っている。</p>	高校教育課
いじめ	<p>【概要】 いじめ防止対策の推進に関する重要事項を調査審議するため、秋田県いじめ問題対策審議会を開催する。</p> <p>【時期】 1月</p>	児童生徒	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 全ての児童生徒が健やかに成長することができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、国、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他関係者の相互の連携協力の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。</p> <p>【対応・工夫等】 「いじめの未然防止教育の在り方」や「いじめへの対応に係る関係機関との連携の在り方」等について、弁護士・医師・公認心理師・大学教授が専門的な知見に基づく審議を行っている。</p>	高校教育課
いじめ	<p>【概要】 いじめの未然防止、早期発見及び対応のため、各高等学校の管理職を対象として、いじめの防止に係る研修会を実施する。</p> <p>【時期】 5月</p>	各高等学校の副校長及び教頭	6 その他の個別施策	<p>【事業のねらい・必要性】 いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のために、各校で適切な実態把握や迅速かつ丁寧な対応が組織的に展開されることを目指す。</p> <p>【対応・工夫等】 事例に基づくいじめの対応について演習や協議することで、実践力を高めている。</p>	高校教育課

【資料4】

多様性に満ちた社会づくり関連事業について

差別等の種別	令和7年度の具体的な事業の概要	対象者 (対象施設)	施策の種類	事業のねらい・必要性、実施に当たっての工夫等	所管課
いじめ	<p>【概要】 社会全体で子どもたちをネット上の有害情報やSNS等のトラブルから守り、子どもたちがインターネットを健全に利用できるよう健全利用啓発講座やネットパトロールを実施する。</p> <p>【時期】 通年</p>	<p>児童生徒及びその保護者、地域住民、教職員等</p>	<p>1 広報・啓発の推進</p>	<p>【事業のねらい・必要性】 子どもたちがインターネットを健全に利用できる環境を構築するために、大人のインターネットリテラシーや情報モラルの向上を図る。</p> <p>【対応・工夫等】 近年増加傾向にあるネット利用の低年齢化に対応するため、未就学児の保護者を対象にしたあきた県庁出前講座を実施している。</p>	<p>生涯学習課</p>